

平成29年度

# エネマネ事業者登録要領

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

平成29年4月5日

## 申請される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② S I I から補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料（申請書類、S I I 発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてS I I の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、S I I は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
  - ※ 処分制限期間とは、導入した設備等の法定耐用年数期間をいう。
  - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
  - ※ 法定耐用年数とは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に規定するものである。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I I として、補助金の受給者及びエネマネ事業者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I I に返還していただきます（S I I は、当該金額をそのまま国庫に返納します）。併せて、S I I から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ S I I は、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をS I I のホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く）
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

# 目 次

|                  |     |
|------------------|-----|
| 1. 全体概要          | 0 5 |
| 2. エネマネ事業者への登録要件 | 1 2 |
| 3. エネマネ事業者の登録方法  | 1 6 |
| 4. 登録書類の作成例      | 2 2 |



# 1. 全体概要

# 1. 全体概要

## 1-1 エネマネ事業について

平成29年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進に向けた支援補助事業のうちエネルギー使用合理化等事業者支援事業）」（以下、「本事業」という。）において、S I I が指定する計測・見える化等の機能<sup>※1</sup>を備えたエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）を用いて、下記のエネルギー管理支援サービスを提供し、事業者と共同でより効果的な省エネルギー対策を実施する事業を「エネマネ事業」という。

本登録要領は、エネマネ事業を事業者と共同でエネマネ事業を実施する者（以下、「エネマネ事業者」という。）の登録について、必要な基準・手続き等を定めたものである。

※1 S I I が指定する機能はP. 15別表I参照

【エネルギー管理支援サービス】（詳細はP. 13参照）

- ① 省エネルギー計画の立案
- ② 省エネルギー計画の確実な実施
- ③ 省エネルギー実績の把握と報告
- ④ 追加的な改善提案の実施

## 1-2 エネマネ事業の概要

(1) エネマネ事業 ※単独申請可

「エネルギー管理支援サービス」に基づく省エネルギー計画の実行で工場・事業場等の省エネ率2%以上を達成する事業。（単位：k1）

ただし、電気需要平準化時間帯<sup>※2</sup>の場合は、ピーク対策効果率10%以上を達成する事業であること。（単位：kWh）

※2 7月1日から9月30日、12月1日から3月31日の8時から22時のことを言う。

【参考】

(2) 省エネ対策事業

工場・事業場における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修による省エネルギー事業。

(3) 電力ピーク対策事業

工場・事業場における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、電気需要平準化時間帯の電力使用量を削減する事業。

※(1)単独で申請が可能。（補助率1/2以内）

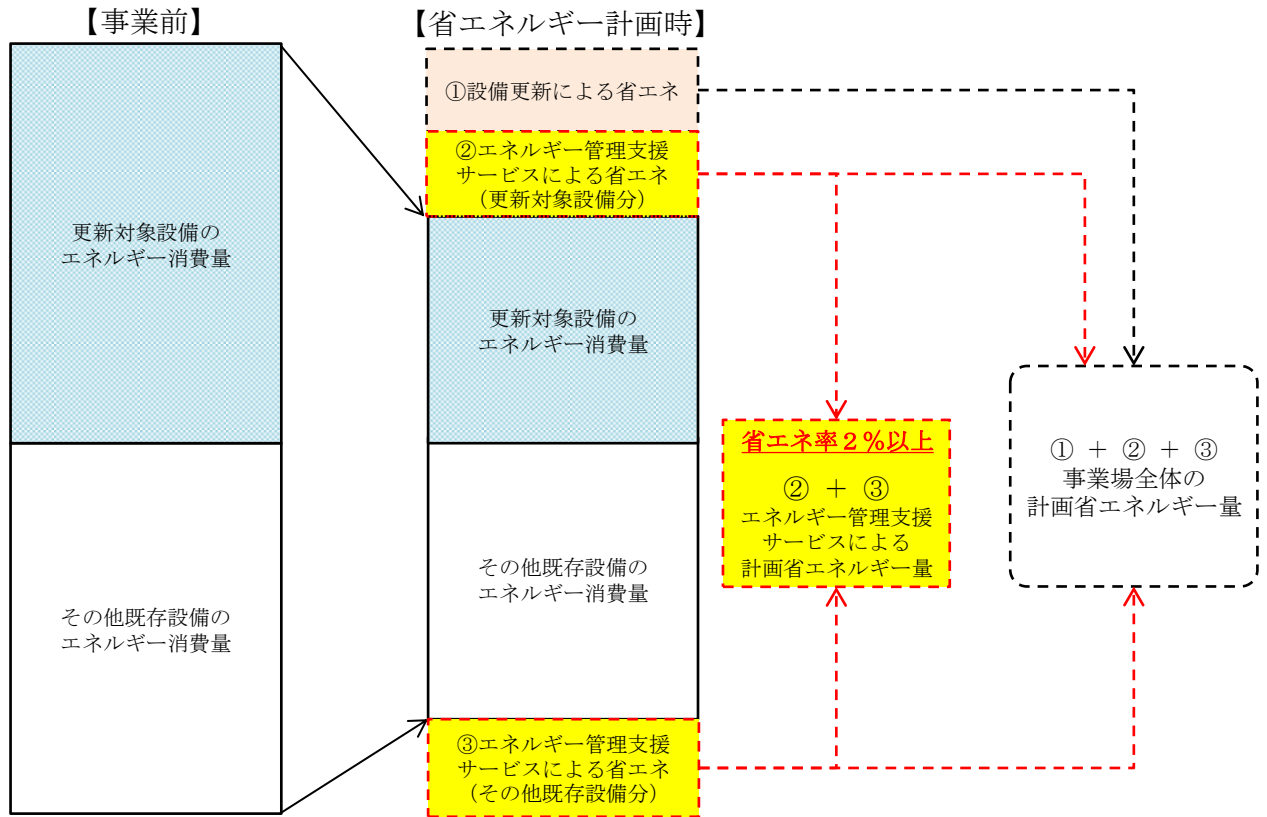
※(2)・(3)との組み合わせ申請の場合、(1)+(2)、(1)+(3)のどちらかを選択すること。  
（補助率1/2以内）

※(1)+(2)+(3)組み合わせ申請はできない。

# 1. 全体概要

## 1-3 エネマネ事業の省エネルギー効果について

エネルギー管理支援サービスの省エネルギー効果には、「**制御効果に加え、実測に基づく運用改善効果**」も必ず含めること。ただし、運用改善効果は、事業者の自助努力や制御効果との切り分けが可能で、エネルギー管理支援サービスによるものであることが計測データ等で明確に示せる場合に限る。



### 【エネルギー管理支援サービスによる運用改善として認められる事例】

- 空調の立ち上げ時間変更による電力ピークシフト（契約電力削減）
- 分岐回路計測結果に基づく待機電力の削減、空調・照明等の消し忘れ防止徹底
- 計測結果に基づく設備運転方法改善（コンプレッサー圧力低減、ボイラー酸素濃度調整等）

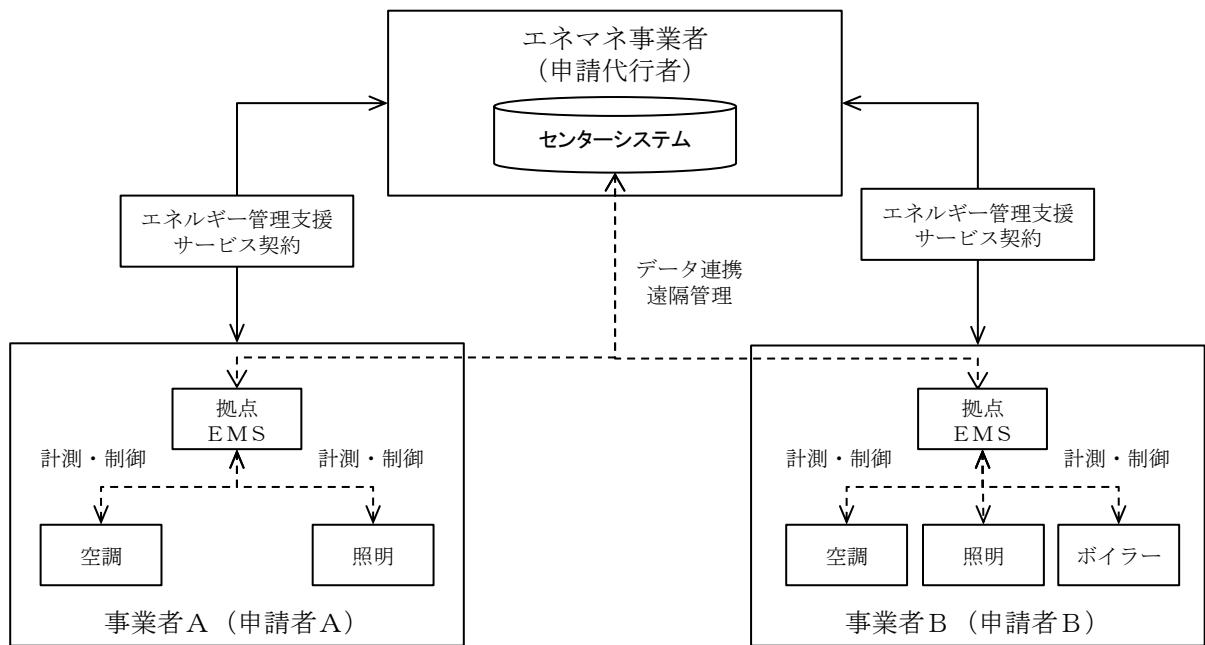
### 【EMS制御による省エネルギー量計算として認められる事例】

| 機器種別 | 判断 | 想定値事例   |
|------|----|---|
| 照明   | ○  | ● 制御対象照明の各回路を直接実測した値<br>● 各分電盤別電力消費量を実測、分電盤内の照明以外の電力消費量（OA・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値<br>● 調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値     |
|      | ×  | ● 分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値（実測値に基づかないもの）  |
| 空調   | ○  | ● 制御前、制御中の空調機消費電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値<br>● 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値<br>● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値 |
|      | ×  | ● 定格出力に負荷率を乗じて計算した値<br>● 設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値   |
| 熱源   | ○  | ● 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値）<br>● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値    |
|      | ×  | ● 建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値  |

# 1. 全体概要

## 1-4 EMS構成と機能について

本事業で補助対象となるEMSは、エネマネ事業者が管理する「センター（クラウド）システム」と、事業者の事業所に設置する「拠点EMS」から構成されるものをいう。エネマネ事業者はS I Iが指定する機能（P. 15別表I）及び、自ら提供するエネルギー管理支援サービスに必要な機能を実装したEMSを用いること。



### [注意事項]

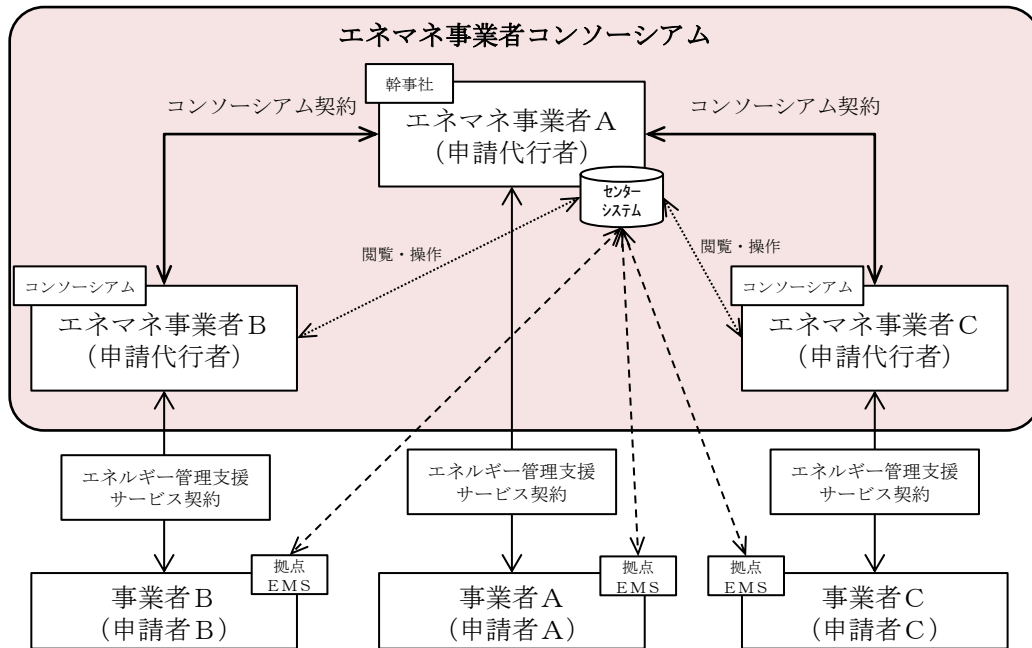
- 幹事社は、センターシステムをクラウドサーバーで運用を行う場合は、システム管理権限を必ず有すること。
- EMSの補助対象範囲は後日公開する公募要領を参照すること。（センターシステムは補助対象外）



# 1. 全体概要

## 1-5 コンソーシアムでの登録申請に関して

原則、単独でEMSを提供することを前提とするが、より広く展開することを目的に、「特定のEMSを相互共有して提供する場合」のみコンソーシアムを構成して申請することができる。コンソーシアムを構成する場合、センターシステムの管理及びコンソーシアムをとりまとめる幹事社を1社選定しなければならない。



### [注意事項]

- 個々の事業は、各々のエネマネ事業者が事業者の申請を代行すること。
- エネルギー管理支援サービスは、各々のエネマネ事業者が直接事業者と契約すること。
- 幹事社は、センターシステムをクラウドサーバーで運用を行う場合は、システム管理権限を必ず有すること。
- 幹事社は、コンソーシアム事業者がEMS機能を継続提供できない場合、継続提供できること。
- 幹事社は、自社が管理権限を持つセンターシステムでコンソーシアムがサービス提供する全事業者のエネルギーデータの閲覧・データ抽出・遠隔制御が行えること。
- コンソーシアム事業者がS I Iへエネルギーデータの報告（P. 10⑥（C））が行えない場合、幹事社がコンソーシアム事業者に代わって報告すること。
- コンソーシアムから離脱する事業者（幹事社含む）が発生する場合は、速やかにS I Iへ報告すること。

# 1. 全体概要

## 1-6 エネマネ事業者の業務概要

エネマネ事業者は、本事業において以下の業務を行わなければならない。

① 問い合わせ窓口の設置・公表と対応

本事業の関する問い合わせ窓口（TEL・Mail等）を設置・公表し、事業者からの問い合わせに対応すること。

② 補助事業申請の代行

エネルギー管理支援サービス締結予定の事業者を代行して申請書類を作成し、S I Iへ申請代行を行うこと。S I Iからの問い合わせ窓口はエネマネ事業者とし、質問に回答できるようにすること。  
※申請書類の省エネルギー量計算は、原則エネマネ事業者のエネルギー管理士の資格を有する者が内容を証明すること。

③ EMSの導入支援

S I Iからの交付決定後、エネマネ事業者はEMSの導入を支援すること。

④ 実績報告の代行

事業者を代行して実績報告書類を作成し、S I Iへ代行報告を行うこと。S I Iからの問い合わせ窓口はエネマネ事業者とし、質問に回答できるようにすること。  
※S I Iが導入事業所での確定検査を行う場合、エネマネ事業者は必ず立ち会うこと。

⑤ エネルギー管理支援サービスの提供

事業者と共同で検討した省エネルギー計画および契約内容に基づき、継続的なエネルギー管理支援サービスを提供すること。

⑥ 成果報告の代行

事業完了日の翌年度4月～3月の期間に対し、下記3点を翌々年度5月末までにS I Iへ代行報告すること。成果報告は3年間実施すること。  
※事業完了日から3月末までのデータも取得し、S I Iが求めた場合は報告できること。

A) 省エネルギー実績

事業所全体、補助対象設備、エネルギー管理支援サービスによる省エネルギー実績。  
※省エネルギー実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。

B) 省エネ診断結果

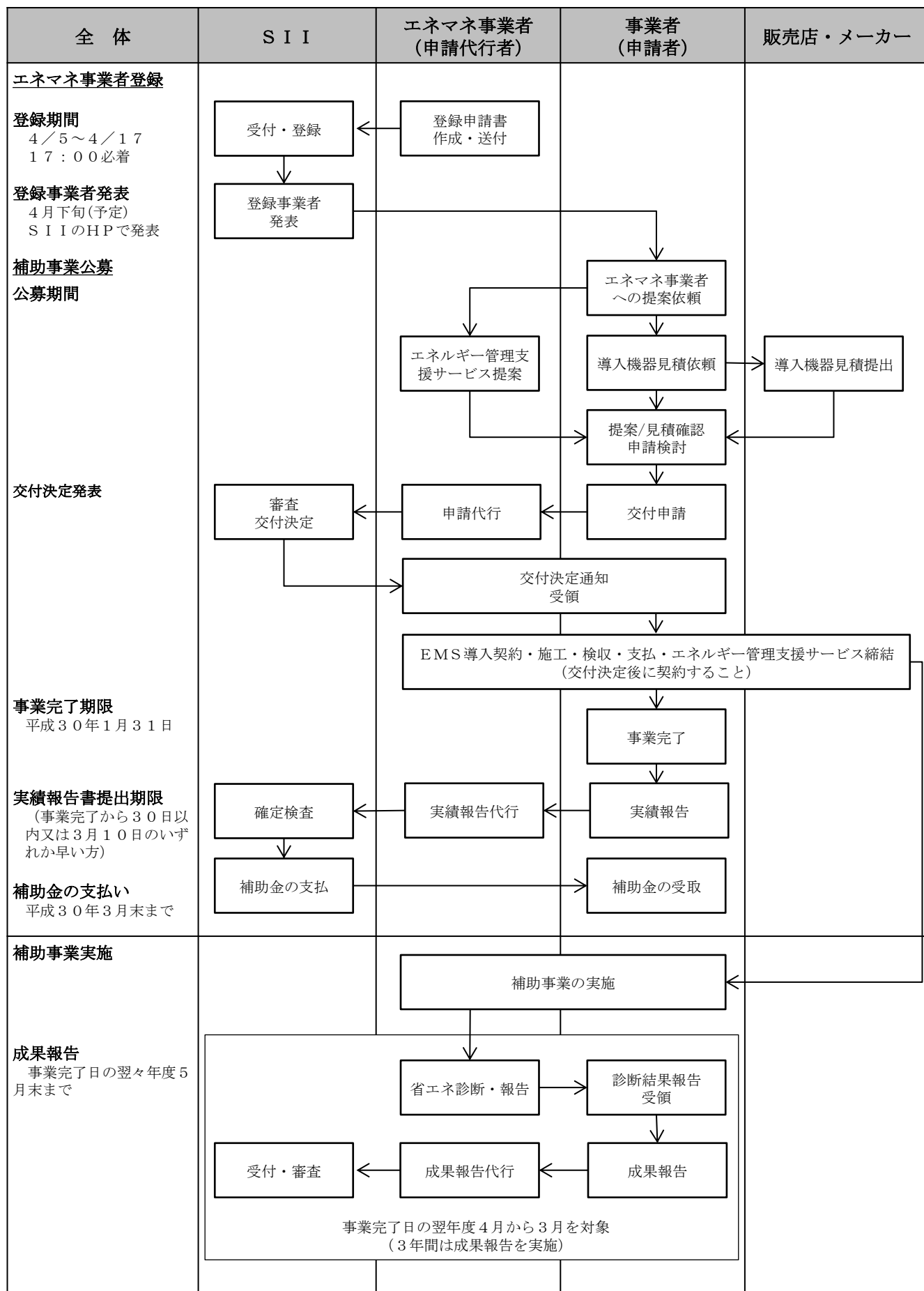
エネルギー管理支援サービスに基づく省エネ診断結果。  
※事業者に提出したものを同じ内容のものをS I Iへ提出すること。

C) エネルギーデータ

S I Iの指定するフォーマットでのエネルギーデータ。  
※S I Iの指定するフォーマットはS I Iのホームページで確認すること。  
※提出されたデータは、統計的な処理等をされた後に公表する場合がある。

# 1. 全体概要

## (参考)エネマネ事業者の業務全体像とスケジュール



## **2. エネマネ事業者の登録要件**

## 2. エネマネ事業者の登録要件

### 2-1 エネマネ事業者登録要件

以下、(1)～(3)を満たすことを登録要件とする。登録申請書類にて、登録要件を満たしていることをS I Iが確認後、エネマネ事業者としての登録を行う。

#### (1) 事業者要件

下記の①～⑤要件を満たしていること。

- ① 日本国内において登記された法人であること。
- ② 安定的な事業基盤を有していること。
- ③ 経済産業省所管の補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 登録書類(別紙1)「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。
- ⑤ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。  
(J I S Q 2 7 0 0 1相当の第三者認証取得が望ましい)

※コンソーシアムを構成する場合、幹事社がコンソーシアム事業者の②を担保することを認める。

#### (2) システム要件

S I Iが指定する機能(P. 15別表I)を保持しているEMSを提供できること。

#### (3) サービス要件

事業者を代行して補助事業に申請し、S I Iが指定する下記①～④のエネルギー管理支援サービスを提供できること。

##### ① 省エネルギー計画の立案

事業実施前の工場・事業場全体のエネルギー使用量を把握し、設備更新やEMS導入による省エネルギー計画を立案すること。

##### ② 省エネルギー計画の確実な実施

事前に立案した省エネルギー計画に基づき、継続的な見直し等を行いながら事業者と共同で計画省エネルギー量を達成すること。

##### ③ 省エネルギー実績の把握と報告

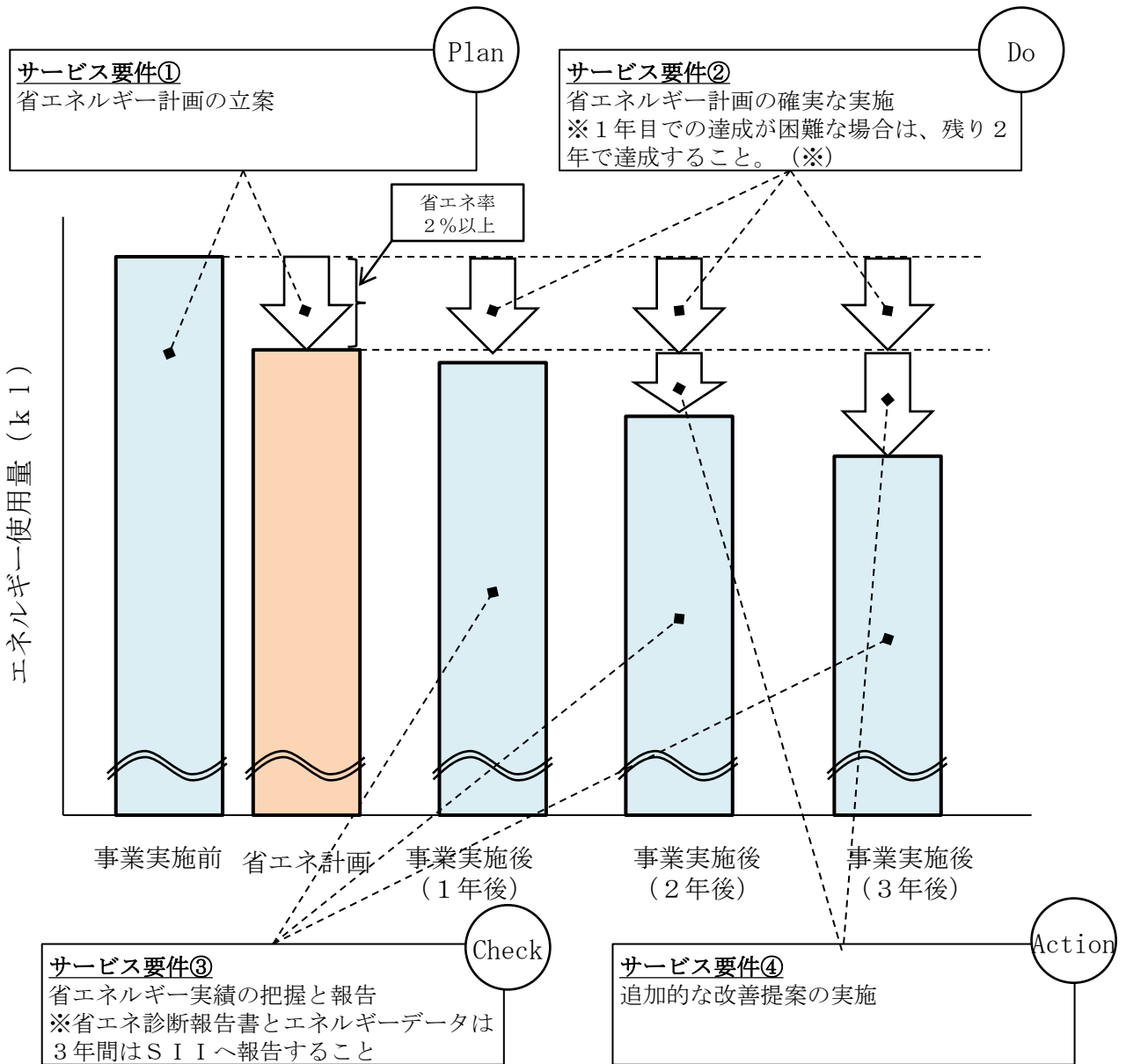
エネルギー管理支援サービス契約に定められた頻度(最低1年に1回以上)で事業者由省エネルギー実績を報告すること。(報告すべき内容は次頁参照)

##### ④ 追加的な改善提案の実施

省エネルギー実績を踏まえて実施計画を見直し、更なる省エネルギー効果が得られるよう追加的な改善提案を行うこと。

# 1. 全体概要

## (補足) サービス要件のイメージ



### <省エネ実績報告書に記載すべき内容>

- 省エネルギー量実績 (全体・燃料種別)
  - 前年度エネルギー使用量
  - 今年度エネルギー使用量
  - 計画省エネルギー量達成率
  - 気温・生産量等に関する補正計算方法
- 省エネルギー量内訳と評価
  - 今年度実施施策一覧と評価
  - 実施施策別省エネルギー量
    - ✓ 設備更新による省エネルギー量
    - ✓ エネルギー管理支援サービスによる省エネルギー量 (制御・運用改善・他)
    - ✓ その他、自助努力等による省エネルギー量
  - 実施施策別費用対効果
  - 次年度以降の継続要否 他

(※) 設備更新分の計画省エネルギー量は、原則1年目に達成すること

## 2. エネマネ事業者の登録要件

別表Ⅰ システム要件表

| 区分       | No. | 項目               | 要件   |
|----------|-----|------------------|--|
| 導入拠点     | 1   | エネルギーの計測<br>(※1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>• No. 2 の見える化機能の実現および、エネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること。</li> <li>• 更新設備および受電電力量の計測は必須とする。</li> <li>• ガス・油等は計測を行わず、1ヶ月以内の検針票値入力でも可とする。</li> </ul>                      |
|          | 2   | 見える化             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電力・ガスその他エネルギーを含め、1ヶ月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算k1)で閲覧できること。</li> <li>• 電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力消費量を閲覧できること。</li> <li>• Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。</li> </ul> |
|          | 3   | 接続機器の制御          | <ul style="list-style-type: none"> <li>• エネルギー管理支援サービスに必要な制御が行えること。</li> <li>• 電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。</li> </ul>   |
|          | 4   | 制御ログの保存          | <ul style="list-style-type: none"> <li>• EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。(アンサーバック等)</li> </ul>  |
|          | 5   | 短期的な通信遮断への対応(※2) | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のEMSで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。</li> </ul>   |
|          | 6   | スタンドアロン稼働        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• センターシステムとの通信を完全に遮断した場合でも、スタンドアロンでEMSを継続的に使用できること。</li> <li>• 機器やソフトウェアの追加を行うことも可。</li> <li>• 有償・無償は問わない。</li> </ul>   |
| センターシステム | 7   | 遠隔管理             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。</li> <li>• 遠隔管理とは遠隔制御(ON/OFF等)や制御設定変更(目標値変更等)機能と、No. 2と同じ見える化機能のことを言う。</li> </ul>                   |
|          | 8   | データ保存(※3)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• S I I が指定するフォーマットでデータ3年間のデータ報告を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。</li> </ul>  |

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。

※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はS I I のホームページからダウンロードして確認すること。

### **3. エネマネ事業者への登録方法**

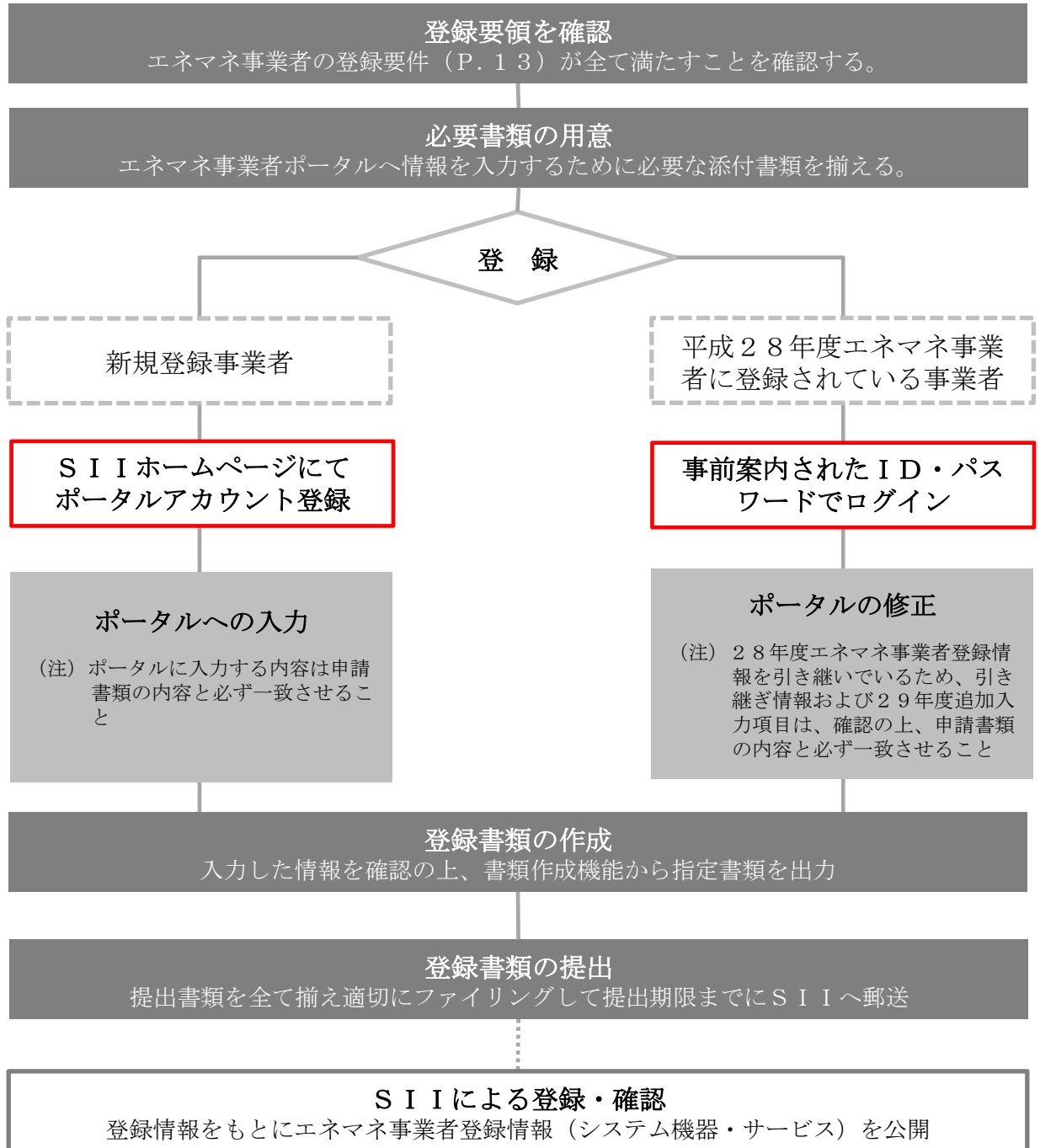


# 3. エネマネ事業者への登録方法

## 3-1 登録の流れ

登録事業者はS I I ホームページ (<https://sii.or.jp/>) にてアカウントを取得し、エネマネ事業者ポータルにログイン。必要事項を入力して、申請書類を作成すること。

平成28年度エネマネ事業者に登録されている事業者は、事前案内したアカウントでログインし、申請書類を作成すること。（幹事社の変更が発生する場合は新規登録となります。）



登録に際し、質問等はメール ([ems01@sii.or.jp](mailto:ems01@sii.or.jp)) にて承ります。  
個別に来社頂いての質問はご遠慮ください。

## 2. エネマネ事業者への登録方法

### 3-2 提出書類

| No | 書類名称   | 様式               | 提出者            |     | 注意事項  |
|----|--|------------------|----------------|-----|---|
|    |  |                  | コンソーシアムを構成する場合 |     |   |
|    |  |                  | 幹事社            | コンソ |   |
| 1  | (様式1) エネマネ事業者登録申請書   | ポータル出力<br>ダウンロード | ●              |     | ・ 幹事社が記入・押印（代表者印）。  |
| 2  | (別紙) エネマネ事業者登録申請書  | ダウンロード           |                | ●   | ・ コンソーシアム事業者が記入・押印（代表者印）。<br>・ 押印に時間がかかる場合、複数作成し別々に押印し作成可とする。                                       |
| 3  | (様式2) 事業者概要書   | ポータル出力           | ●              | ●   |   |
| 4  | (様式3) 実施体制図  | ダウンロード           | ●              |     | ・ コンソーシアムを構成する場合、コンソーシアムの範囲と各社の役割がわかるように記載。   |
| 5  | (様式4) システム概要書・確認書<br>【S I I ホームページ公開資料】                      | ダウンロード           | ●              |     | ・ 複数のシステム・機器を提案する場合は、システム・機器ごとに1枚ずつ作成・提出。<br>・ 記載内容をそのままホームページで公開するため、一般の事業者がわかるように記載すること。          |
| 6  | (様式5) エネルギー管理支援サービス概要書<br>【S I I ホームページ公開資料】                 | ダウンロード           | ●              | ●   | ・ 複数のエネルギー管理支援サービスを提供する場合は、サービスごとに1枚ずつ作成・提出。<br>・ 記載内容をそのままホームページで公開するため、一般の事業者がわかるように記載すること。       |
| 7  | (別紙1) 暴力団排除に関する誓約事項  | ダウンロード           | ●              | ●   |   |
| 8  | (別紙2) 役員名簿   | ダウンロード           | ●              | ●   | ・ 書類提出時点の、全ての役員を記載（執行役員を除く）。  |
| 9  | 商業登記簿謄本  | 自由               | ●              | ●   | ・ 3カ月以内に発行された原本を提出。   |
| 10 | 会社概要   | 自由               | ●              | ●   | ・ 会社パンフレット等。  |
| 11 | 決算報告書  | 自由               | ●              | ●   | ・ 直近1期の単独決算の写しを提出。  |
| 12 | コンプライアンス体制図  | 自由               | ●              | ●   | ・ 社内で決済されたコンプライアンス遵守の仕組みがわかる規定及び体制図を提出。   |
| 13 | 情報セキュリティポリシー等  | 自由               | ●              | ●   | ・ 社内で決済された情報管理における取り組みがわかる資料<br>・ 第三者認証を取得している場合、認証証明書、社内規定のコピー等                                    |
| 14 | システム・機器の概算見積り  | 自由               | ●              |     | ・ 様式4におけるイニシャルコストの概算見積り（全システム分）   |
| 15 | エネルギー管理支援サービス契約書<br>(案文可)                                    | 自由               | ●              | ●   | ・ 報告時の個人情報の提供、補助金の返還等、補助金に関係する必要な文言を反映すること<br>・ リース等の場合、リース料金から補助金分を割り引く等の必要な文言を反映すること              |
| 16 | エネルギー管理支援サービスにおける省エネ診断報告書のサンプル                               | 自由               | ●              | ●   | ・ 省エネ診断報告書等とその内容を踏まえた改善事例等の実例を提示すること（顧客名称はマスキングすること）<br>・ コンソーシアムを構成する場合で、サービス契約書が異なる場合は全コンソーシアム分提出 |
| 17 | カタログ類<br>EMSカタログ/仕様書<br>構成製品カタログ/仕様書<br>サービスカタログ/仕様書<br>各価格表 | 自由               | ●              |     | ・ 提案するEMSのシステム概要、構成する製品のスペック、価格等がわかる書類を添付すること<br>・ カタログが無い場合も製品のスペック、価格等が説明できる資料を添付すること             |
| 18 | EMS画面（キャプチャ・写真）  | 自由               | ●              | ●   | ・ 全体のk1換算表示<br>・ 1日分のエネルギー消費量がデータ表示されたもの（表またはグラフ）   |

※ エネマネ事業者として1社単独登録申請時の提出書類は、コンソーシアムを形成する場合の【幹事社】列を確認し作成すること

## 2. エネマネ事業者への登録方法

### 3-3 エネマネ事業者ポータルについて

#### [幹事社情報登録]

sii 平成29年度エネマネ事業者登録

ホーム エネマネ登録申請 エネマネ申請検索

エネマネ事業者登録  
幹事社登録

確認 一時保存

\*は入力必須項目です。 \*は一時保存時の必須項目です。

基本情報

|      |         |   |
|------|---------|---|
| 管理情報 | 申請日*    | 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 [今日]<br>※登録申請書の申請日と一致させてください  |
|      | 事業者名*   | <input type="text"/><br>※「商業登記簿謄本」と同じ記載してください<br>※コンソーシアムを構成する場合は幹事社を入力してください<br>※株式会社などは略さず正しく入力してください(例:株式会社)   |
|      | 事業者名カナ* | <input type="text"/><br>※全角カナで入力してください<br>必ず「法人格」を省いて入力してください   |
|      | 郵便番号*   | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/><br>郵便番号検索<br>※ハイフン(「-」)は入力しないでください |
|      | 都道府県*   | <input type="text"/><br>※「商業登記簿謄本」と同じ記載してください   |

#### [入力内容の確認・保存]

sii 平成29年度エネマネ事業者登録

ホーム エネマネ登録申請 エネマネ申請検索

エネマネ事業者登録  
幹事社登録

この内容で登録しますが、よろしいですか。

戻る 保存

基本情報

- ① 「エネマネ登録申請」タブをクリックし必要な情報を入力。  
※H28年度からの移行登録の場合は「エネマネ申請書検索」タブからH28年度申請書を編集すること。（詳細は次頁下段参照）
- ② 入力完了後「確認」を押下すると入力情報確認画面が表示されます。
- ③ 入力内容確認後、「保存」を押してください。  
※保存後も編集可能です。

## 2. エネマネ事業者への登録方法

### 3-3 エネマネ事業者ポータルについて

[システム・コンソーシアム事業者の登録]

The screenshot shows the main navigation menu with the following items circled in red:

- ① 編集 (Edit)
- ② コンソーシアム登録 (Consortium Registration)
- ③ システム・機器登録 (System/Equipment Registration)
- ④ 【仮】登録申請書 (Draft Registration Application)
- ⑤ 【仮】事業者概要書 (Draft Business Overview)
- ⑥ 入力完了 (Input Complete)
- ⑦ 取り下げ (Withdrawal)

幹事社情報登録後、以下の操作を行うことができます。

- ① 幹事社情報の編集ができます。
- ② コンソーシアムを構成する場合、事業者情報の入力ができます。
- ③ 登録するEMSの情報が入力できます。
- ④ 仮状態の申請書データ（PDF）の出力ができます。
- ⑤ 仮状態の事業者概要書データ（PDF）の出力ができます。
- ⑥ 上記ボタンから【仮】がとれ、登録申請書類データ（PDF）の出力ができます。
- ⑦ 登録した申請内容の取り下げができます。

※⑥、⑦実行後、編集・入力ができなくなりますので、ご注意ください。

[エネマネ申請検索]

The screenshot shows the search interface with the following elements circled in red:

- ① エネマネ申請検索 (ENE-MANNE Application Search) tab
- ② 検索実行 (Execute Search) button
- ③ 詳細 (Details) button in the search results table

| No | 操作   | 継続申請                     | 申請書番号         | 申請日        | 幹事社エネマネ番号 | エネマネ事業者幹事社名 | 承認ステータス |
|----|------|--------------------------|---------------|------------|-----------|-------------|---------|
| 1  | ③ 詳細 | <input type="checkbox"/> | GE-0000000000 | 0000/00/00 |           |             | 仮登録     |
|    |      | <input type="checkbox"/> | GE-1700000000 |            |           |             |         |

以下の要領で保存した申請を検索することができます。

- ① 「エネマネ申請検索」タブを押してください。
- ② 「検索実行」ボタンを押してください。（申請書番号、申請年度には何も入力しないでください）
- ③ 検索実行後、保存した申請が表示されましたら「詳細」を押してください。

## 2. エネマネ事業者への登録方法

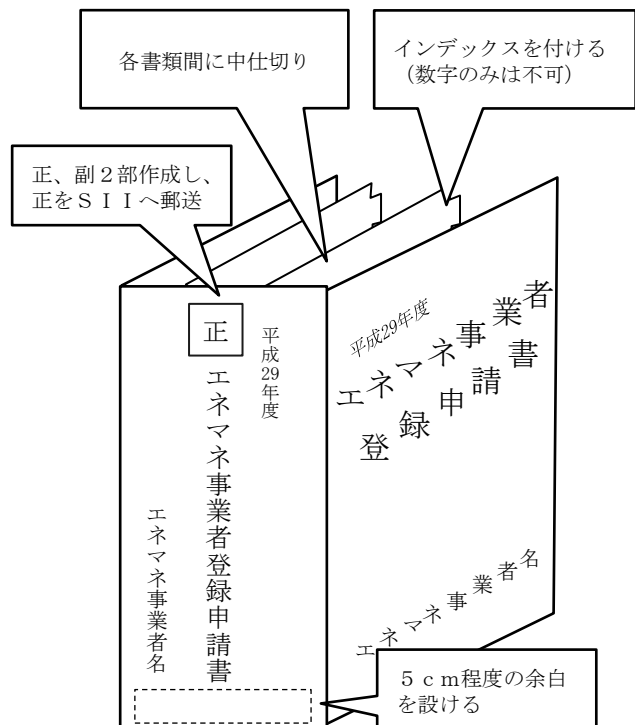
### 3-4 提出方法

- 提出書類に不備・不足等があると選考の対象にならない場合があるので注意すること
- 指定書式の書類は、原則すべての項目について記載すること
- 関係箇所が判別し難い書類（カタログや価格表、契約案等）は付箋やマーカーで目印をつけること

#### ◆ファイルの作成方法

登録申請書は『正』『副』各1部、合計2部作成。『正』は、朱印付きの原紙等を綴じてS I Iへ提出。

『副』は『正』をそのまま複写し、担当者が保管すること。



#### 【注意事項】

- 該当書類はA4ファイル（2穴、ハードタイプ）綴じとし、表紙及び背表紙に事業名称、申請書名称、及びエネマネ事業者名を記載すること
  - ファイルは、書類に応じた厚さにすること
  - 全ての書類は穴を開け、直接ファイリング。（クリアフォルダには入れない）
  - 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がからないようにすること
  - 袋とじは不可
  - 書類のホッチキス止め不可
  - 各書類の最初には、「提出書類一覧」に示す提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること（書類自体にはインデックスを付けない）
- 提出書類は、全て写しをとり控え書類『副』を作成、保管すること。保管書類をもってS I Iからの問い合わせに対応できるようにすること。写し書類で申請することがないようにすること

### 3-5 登録申請期間

平成29年4月5日（水） ～ 平成29年4月17日（月）17時必着

※提出書類は、原則配送状態が確認できる手段で郵送すること。

但し、S I Iに直接持ち込む場合は事前にS I Iに連絡し、アポイントを取った上で持参すること。

### 3-6 お問い合わせ・提出先

#### 【お問い合わせ先】

TEL 03-5565-4773（受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00）

Mail [ems01@sii.or.jp](mailto:ems01@sii.or.jp) ※原則、メールでのお問い合わせをお願いいたします。

#### 【エネマネ事業者登録申請書ファイル提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

平成29年度 エネマネ事業者登録担当 宛

#### 【指定書式データ】

指定書式（様式1～5、別紙1～2）については、エクセルデータを

S I I メールアドレス（[ems01@sii.or.jp](mailto:ems01@sii.or.jp)）までメールにて送付すること。

## **4. 登録書類の作成例**

## 4. 登録書類の作成例

### ■ 書類について

| 区 分      | 説 明   |
|----------|---|
| ポータル出力   | エネマネ事業者ポータルに入力した内容が、指定の書類形式で出力されます。                   |
| ダウンロード   | エネマネ事業者ポータルのトップページからフォーマットをダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。 |
| 自由       | 指定様式は無いため、各エネマネ事業者で用意してください。                          |
| ホームページ公開 | <b>提出書類をそのままS I I ホームページで公開します。</b>                   |

### ■ ホームページ公開資料について

エネマネ事業者への登録完了後、（様式4）システム概要書及び（様式5）エネルギー管理支援サービス概要書は、作成いただいた書類をそのままホームページに公開します。

多くの一般の事業者が情報閲覧することを踏まえ、略式名称等の記入は避け、わかりやすい表記・表現で記入してください。

また、誤字脱字のないよう、ご注意ください。

# 4. 登録書類の作成例

## 4-1 (様式1) エネマネ事業者登録申請書

ポータル出力

or

ダウンロード

(様式1)

提出する交付申請書は片面印刷とすること

平成 29 年 4 月 〇〇 日

申請日を入力すること

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 請 者 事業者名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 環境 太郎

コンソーシアムを構成する場合、  
幹事社が記入・押印すること

役職は登記簿とあわせること

印

登録された印鑑を押印すること

### 平成29年度 エネマネ事業者 登録申請書

平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金におけるエネマネ事業者として、登録を申請いたします。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）および省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進に向けた支援補助事業のうちエネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付規程およびエネマネ事業者登録要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

⚠ 登録印の押印に時間を要する場合には、様式をダウンロードして作成することができる。

様式をダウンロードして作成する場合は、ポータルに入力した内容と申請日、申請者住所・事業者名・代表者名の全てが一致していることを確認すること



# 4. 登録書類の作成例

## 4-1 (別紙)エネマネ事業者登録申請書

### ダウンロード

(別紙)

( 1 / 1 )

平成 29 年 4 月 〇〇 日

### 平成 29 年度 エネマネ事業者 登録申請書

様式1の日付に  
合わせること

所在地 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
事業者名 株式会社〇〇  
代表取締役社長  
代表者 代表取締役 環境 太郎  
印

登録された印鑑を押印すること

役職は登記簿とあわせること

所在地 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
事業者名 □□株式会社  
代表取締役社長  
代表者 代表取締役 効率 良子  
印

所在地 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
事業者名 株式会社△△  
代表取締役社長  
代表者 代表取締役 省エネ 高子  
印

所在地  
事業者名  
代表者  
印

所在地  
事業者名  
代表者  
印

- ・ コンソーシアムを構成する全事業者が記入・押印すること
- ・ 記入欄が不足する場合はコピーして使用すること
- ・ 押印に時間がかかる場合は、事前に S I I に連絡すること

コンソーシアム事業者  
代表者  
印

# 4. 登録書類の作成例

## 4-2 (様式2)事業者概要書

### ポータル出力

(様式2)

( / )

### 事業者概要書

#### 1. 事業者情報

|       |   |                             |       |
|-------|---|-----------------------------|-------|
| フリガナ  | 〇〇カブシキガイシャ  |                             |       |
| 事業者名  | 〇〇株式会社  |                             |       |
| 所在地   | 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号                               |                             |       |
| 代表者氏名 | 環境 太郎   | P. 33の「日本標準産業分類」を参考に選択すること。 |       |
| 設立年月日 | 〇〇〇〇年〇  | (万円)                        | 1,000 |
| 業種    | 製造業 / 電気機械器具製造業   |                             |       |
| 会社HP  | <a href="https://www.〇〇〇.co.jp">https://www.〇〇〇.co.jp</a> |                             |       |

#### 2. 担当者情報

|       |                             |        |               |
|-------|-----------------------------|--------|---------------|
| 住所    | 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号 |        |               |
| 所属    | 〇〇事業部                       |        |               |
| 役職    | 主任                          |        |               |
| 担当者氏名 | 〇〇 〇〇                       | 携帯電話番号 | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
| 電話番号  | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇                | FAX番号  | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  |
| MAIL  | 〇〇〇@〇〇〇.co.jp               |        |               |

#### 3. 決算情報

|     | 資産合計 (百万円) |     |     |
|-----|------------|-----|-----|
| 最新期 | 1,000      | 300 | 700 |

# 4. 登録書類の作成例

## 4-3 (様式3)実施体制図

### ダウンロード

(様式3)

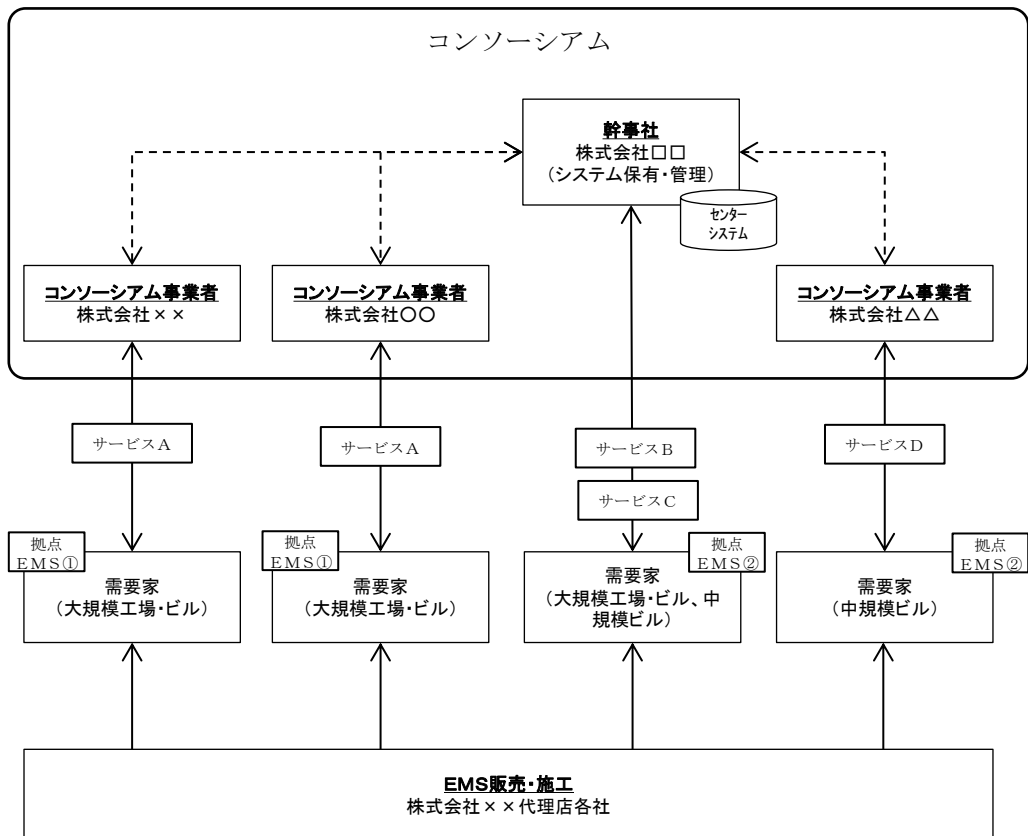
### 実施体制図

※効果的なエネルギー管理支援サービスを提供するための、具体的な体制を記載すること。

|                       |        |        |    |  |    |
|-----------------------|--------|--------|----|--|----|
| 事業者名                  | 株式会社□□ |        |    |  |    |
| コンソーシアム事業者名<br>※該当者のみ | 1      | 株式会社×× | 7  |  | 13 |
|                       | 2      | 株式会社○○ | 8  |  | 14 |
|                       | 3      | 株式会社△△ | 9  |  | 15 |
|                       | 4      |        | 10 |  | 16 |
|                       | 5      |        | 11 |  | 17 |
|                       | 6      |        | 12 |  | 18 |

### 体制図

- ※幹事社・コンソーシアム事業者を明確にすること
- ※様式4のシステム管理者、様式5のサービス提供者がわかるようにすること
- ※EMSの販売および施工をコンソーシアム外で行う場合は、体制図に記載すること



# 4. 登録書類の作成例

## 4-4 (様式4)システム概要書

ダウンロード

ホームページ公開

(様式4) ※システム・機器を複数登録する場合、システム毎に本概要書を作成すること。また、詳細なスペック、価格等がわかるカタログ類がある場合、別途添付すること。本概要書は記載内容のままSIIのHPで公開する予定。

### システム概要書

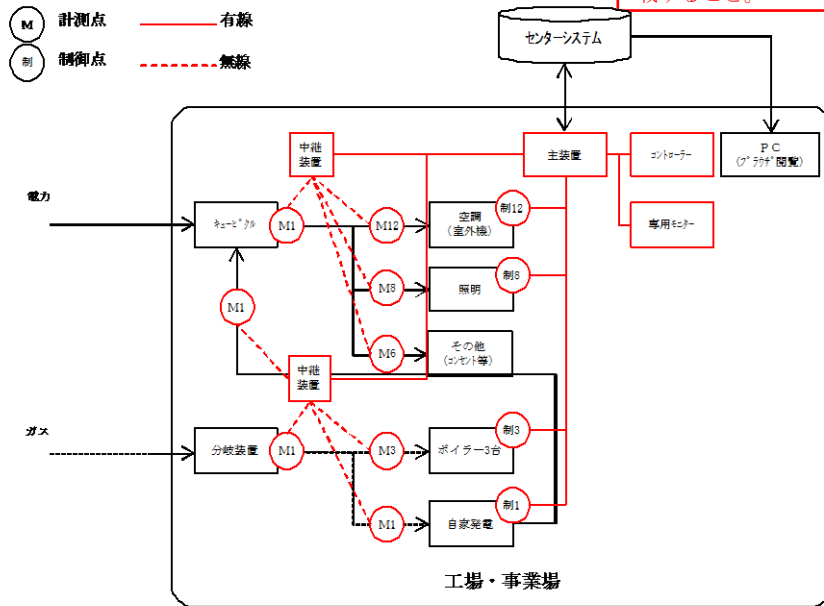
#### 1. 概算見積システム構成

|           |                |        |      |                               |
|-----------|----------------|--------|------|-------------------------------|
| エネマネ事業者名  | 〇〇株式会社         |        |      |                               |
| システム・機器名称 | 〇〇EMS・Standard |        |      |                               |
| 導入構成      | 業種             | 工場     | 計測点数 | 33点(電力28点、ガス5点)               |
|           | 契約電力           | 1500kW | 制御点数 | 24点(空調12点、照明8点、ボイラー3点、自家発電1点) |

システム・機器構成図

※想定する工場・事業場への具体的な導入構成を記載すること  
 ※計測点数・制御点数を明確にすること  
 ※補助対象範囲は色を変えるなど、わかるようにすること

そのままHPで公開するため、別紙参照等は行わず、本紙へ直接記載すること。



#### 2. 概算見積金額

| 初期費用 (EMS) |  | 合計         |
|------------|--|------------|
| 項目・費目      |  | ¥5,000,000 |
| 設備費        |  | ¥3,000,000 |
| 工事費        |  | ¥2,000,000 |

上記の構成の場合の見積金額を記載すること。

#### 3. 登録主装置

| 名称   | メーカー    | 型番           |
|------|---------|--------------|
| 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇 |

#### 4. システムスペック

|             |                            |             |  |  |
|-------------|----------------------------|-------------|--|--|
| 対象業種        | 製造業、小売業、コンビニ等              |             | 対象規模   | <input checked="" type="checkbox"/> 低圧 <input checked="" type="checkbox"/> 高圧小口 <input checked="" type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 特別高圧 |
| 最大計測点数      | 無制限                        | 計測可能エネルギー種  | <input checked="" type="checkbox"/> 電力 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 油 <input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |  |
| 最大制御点数      | 500点                       | 制御可能機器      | <input checked="" type="checkbox"/> 空調 <input checked="" type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 冷凍冷蔵 <input checked="" type="checkbox"/> 自家発電 <input checked="" type="checkbox"/> コンプレ <input type="checkbox"/> 水切り <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 <input checked="" type="checkbox"/> その他(生産設備) |  |
| スタンドアロン利用変更 | 有償                         | スタンドアロン利用方法 | 主装置からの配線をルーターではなく、専用のPCに接続変更、専用PCにスタンドアロン利用ソフトウェアをインストールすることで利用可能  |  |
| アピールポイント    | 汎用性が高く、空調・照明等はメーカーを問わず制御可能 |             |  |  |

# 4. 登録書類の作成例

## 4-4 (様式4)システム確認書

### ダウンロード

| エネマネ事業者名  |     | 〇〇株式会社            |   |                     |                                |
|-----------|-----|-------------------|---|---------------------|--------------------------------|
| システム・機器名称 |     | 〇〇EMS・Standard    |   |                     |                                |
| 区分        | No. | 項目                | 確認  | 要件                  |                                |
| 導入拠点      | 1   | エネルギーの計測<br>(※1)  | <input type="radio"/>                     | システム要件を満たす説明をおこなうこと |                                |
|           | 2   | 見える化              | <input type="radio"/>                     |                     |                                |
|           | 3   | 接続機器の制御           | <input type="radio"/>                     |                     |                                |
|           | 4   | 制御ログの保存           | <input type="radio"/>                     |                     |                                |
|           | 5   | 短期的な通信遮断への対応 (※2) | <input type="radio"/>                     |                     |                                |
|           | 6   | スタンドアロン稼働         | 有償<br><input checked="" type="radio"/> 無償 |                     |                                |
| センターシステム  | 7   | 遠隔管理              | <input type="radio"/>                     |                     | 継続方法を選択し、継続使用の対応方法を要件の欄に記入すること |
|           | 8   | データ保存 (※3)        | <input type="radio"/>                     |                     |                                |

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。

※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はS I Iのホームページからダウンロードして確認すること。

# 4. 登録書類の作成例

## 4-5 (様式5) エネルギー管理支援サービス概要書

ダウンロード

ホームページ公開

(様式5) ※問合せ先が複数ある場合、問合せ先毎に本概要書を作成すること。本概要書は記載内容のままS I IのHPで公開する予定。

### エネルギー管理支援サービス概要書

|            |              |
|------------|--------------|
| エネマネ事業者名   | 〇〇株式会社       |
| 提供サービスエリア  | 全国           |
| 問合せ先会社名    | 〇〇株式会社       |
| 問合せ先部署名    | △△エネマネ事業担当   |
| 問い合わせ先電話番号 | 00-0000-0000 |
| 対応日        | 平日（土日祝除く）    |
| 対応時間       | 9：00～18：00   |
| ホームページURL  |              |

| サービス要件             | 詳細                         |
|--------------------|----------------------------|
| 省エネルギー計画の立案        | 全てのサービスが要件を満たしていることを説明すること |
| 省エネルギー計画の<br>確実な実施 |                            |
| 省エネルギー実績の<br>把握と報告 |                            |
| 追加的な改善提案の実施        |                            |

### エネルギー管理支援サービス

| No. | サービス名称 | サービス費用 | サービス内容                               |
|-----|--------|--------|--------------------------------------|
| ①   |        |        | そのままHPで公開するため、別紙参照等を行わず、本紙へ直接記載すること。 |
| ②   |        |        |                                      |
| ③   |        |        |                                      |
| ④   |        |        |                                      |

# 4. 登録書類の作成例

## 4-6 (別紙1)暴力団排除に関する誓約事項

### ダウンロード

(別紙1)

コンソーシアムを構成して応募する場合は  
全事業者分提出すること

平成 29 年 4 月 〇〇 日

事業者名 〇〇株式会社

様式1の日付に  
合わせること

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき





# 4. 登録書類の作成例

## 4-8 (参考)日本標準産業分類

| 大分類              | 中分類          | 分類項目名                 | 大分類                | 中分類               | 分類項目名                       |                     |                     |
|------------------|--------------|-----------------------|--------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| A                | 農業、林業        | 01 農業                 | 卸売業・小売業<br>(続き)    | 53                | 建築材料、鉱物・金属材料等<br>卸売業        |                     |                     |
|                  |              | 02 林業                 |                    | 54                | 機械器具卸売業                     |                     |                     |
| B                | 漁業           | 03 漁業(水産養殖業を除く)       |                    | 55                | その他の卸売業                     |                     |                     |
|                  |              | 04 水産養殖業              |                    | 56                | 各種商品小売業                     |                     |                     |
| C                | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 05 鉱業、採石業、砂利採取業       |                    | 57                | 織物・衣服・身の回り品小売業              |                     |                     |
| D                | 建設業          | 06 総合工事業              |                    | 58                | 飲食料品小売業                     |                     |                     |
|                  |              | 07 職別工事業(設備工事業を除く)    |                    | 59                | 機械器具小売業                     |                     |                     |
|                  |              | 08 設備工事業              |                    | 60                | その他の小売業                     |                     |                     |
| E                | 製造業          | 09 食料品製造業             |                    | 61                | 無店舗小売業                      |                     |                     |
|                  |              | 10 飲料・たばこ・飼料製造業       |                    | J 金融業・保険業         | 62                          | 銀行業                 |                     |
|                  |              | 11 繊維工業               |                    |                   | 63                          | 協同組織金融業             |                     |
|                  |              | 12 木材・木製品製造業(家具を除く)   | 64                 |                   | 貸金業、クレジットカード業等<br>非預金信用機関   |                     |                     |
|                  |              | 13 家具・装備品製造業          | 65                 |                   | 金融商品取引業、商品先物取引業             |                     |                     |
|                  |              | 14 パルプ・紙・紙加工品製造業      | 66                 |                   | 補助的金融業等                     |                     |                     |
|                  |              | 15 印刷・同関連業            | 67                 |                   | 保険業(保険媒介代理業、<br>保険サービス業を含む) |                     |                     |
|                  |              | 16 化学工業               | K 不動産業、物品<br>賃貸業   |                   | 68                          | 不動産取引業              |                     |
|                  |              | 17 石油製品・石炭製品製造業       |                    |                   | 69                          | 不動産賃貸業・管理業          |                     |
|                  |              | 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) |                    |                   | 70                          | 物品賃貸業               |                     |
|                  |              | 19 ゴム製品製造業            |                    |                   | L 学術研究、専門・技術サービス業           | 71                  | 学術・開発研究機関           |
|                  |              | 20 なめし革・同製品・毛皮製造業     |                    |                   |                             | 72                  | 専門サービス業(他に分類されないもの) |
|                  |              | 21 窯業・土石製品製造業         |                    | 73                |                             | 広告業                 |                     |
|                  |              | 22 鉄鋼業                |                    | 74                |                             | 技術サービス業(他に分類されないもの) |                     |
|                  |              | 23 非鉄金属製造業            |                    | M 宿泊業、飲食<br>サービス業 | 75                          | 宿泊業                 |                     |
|                  |              | 24 金属製品製造業            |                    |                   | 76                          | 飲食店                 |                     |
|                  |              | 25 はん用機械器具製造業         |                    | N 生活関連サービス業、娯楽業   | 77                          | 持ち帰り・配達飲食サービス業      |                     |
|                  |              | 26 生産用機械器具製造業         | 78                 |                   | 洗濯・理容・美容・浴場業                |                     |                     |
|                  |              | 27 業務用機械器具製造業         | 79                 |                   | その他の生活関連サービス業               |                     |                     |
|                  |              | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業  | 80                 |                   | 娯楽業                         |                     |                     |
|                  |              | 29 電気機械器具製造業          | O 教育、学習支援業         | 81                | 学校教育                        |                     |                     |
|                  |              | 30 情報通信機械器具製造業        |                    | 82                | その他の教育、学習支援業                |                     |                     |
|                  |              | F                     | 電気・ガス・熱供給・水道業      | 31 輸送用機械器具製造業     | P 医療、福祉                     | 83                  | 医療業                 |
|                  |              |                       |                    | 32 その他の製造業        |                             | 84                  | 保健衛生                |
|                  |              |                       |                    | 33 電気業            |                             | 85                  | 社会保険・社会福祉・介護事業      |
|                  |              |                       |                    | 34 ガス業            | Q 複合サービス事業                  | 86                  | 郵便局                 |
|                  |              | 35 熱供給業               | 87                 | 協同組合(他に分類されないもの)  |                             |                     |                     |
|                  |              | G                     | 情報通信業              | 36 水道業            | R サービス業(他に分類されないもの)         | 88                  | 廃棄物処理業              |
|                  |              |                       |                    | 37 通信業            |                             | 89                  | 自動車整備業              |
|                  |              |                       |                    | 38 放送業            |                             | 90                  | 機械等修理業(別掲を除く)       |
|                  |              |                       |                    | 39 情報サービス業        |                             | 91                  | 職業紹介・労働者派遣業         |
|                  |              |                       |                    | 40 インターネット附随サービス業 |                             | 92                  | その他の事業サービス業         |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | 93           |                       |                    | 政治・経済・文化団体        |                             |                     |                     |
| H                | 運輸業、郵便業      |                       |                    | 42 鉄道業            |                             | 94                  | 宗教                  |
|                  |              | 43 道路旅客運送業            | 95                 | その他のサービス業         |                             |                     |                     |
|                  |              | 44 道路貨物運送業            | 96                 | 外国公務              |                             |                     |                     |
|                  |              | 45 水運業                | S 公務(他に分類されるものを除く) | 97                |                             | 国家公務                |                     |
|                  |              | 46 航空運輸業              |                    | 98                |                             | 地方公務                |                     |
|                  |              | 47 倉庫業                |                    | T 分類不能の産業         | 99                          | 分類不能の産業             |                     |
|                  |              | 48 運輸に附随するサービス業       |                    |                   |                             |                     |                     |
|                  |              | 49 郵便業(信書便事業を含む)      |                    |                   |                             |                     |                     |
| I                | 卸売業、小売業      | 50 各種商品卸売業            |                    |                   |                             |                     |                     |
|                  |              | 51 繊維・衣服等卸売業          |                    |                   |                             |                     |                     |
|                  |              | 52 飲食料品卸売業            |                    |                   |                             |                     |                     |



[書類郵送先]

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

平成29年度 エネマネ事業者登録担当 宛

[問い合わせ先]

TEL : 03-5565-4773 (受付時間:平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

Mail: [ems01@sii.or.jp](mailto:ems01@sii.or.jp)

[SIIホームページ]

<https://sii.or.jp/>